

「申請に対する処分」基準等公開票(法律又は命令)

許認可等の名称	開発整備促進区で地区整備計画の定められている地区計画内に、当該地区整備計画に適合する建築物の用途制限の緩和認定	
根拠法令・条項	建築基準法第68条の3第7項	
所 管 課	建築安全課	
審 査 基 準	<p>認定については、法律の規定他、開発整備促進区を定める地区計画制度の運用について（技術的助言）（平成18年11月30日国都計第106号・国住発第166号）の6. 特定行政庁の認定を準用する。</p>	
標準処理期間	<p>標準処理期間</p> <p>標準処理期間を設定できない理由</p>	<p>認定については、30日を原則とする。</p>